

○福岡都市圏南部環境事業組合職員の職務 に専念する義務の免除に関する規則

〔平成18年5月1日〕
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成18年条例第5号)第2条第4号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務が免除されることができる場合を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定に基づき、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求をし、又は、その審理に措置要求者として出頭する場合
- (2) 法第49条の2第1項の規定に基づき、不利益処分に関する審査請求を行い、又はその審理に申立人として出頭する場合
- (3) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定による補償に関する決定について審査請求をし、又は請求人としてその審理に出頭する場合
- (4) 法第52条第1項に規定する職員団体(以下「職員団体」という。)又は職員団体と地公労法第5条第1項に規定する労働組合の連合体(以下「職員団体等」という。)の規約に基づいて設置される議決機関(大会、中央委員会等)、執行機関、投票管理機関、監査機関の会合にその構成員として出席し、又は職員団体等の業務のため旅行する場合で、あらかじめ職員団体等が任命権者の承認を受けたとき
- (5) 国、他の地方公共団体又は本組合の業務と密接な関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (6) 国、他の地方公共団体において法令、条例、規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としてその職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (7) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受ける場合(妊娠7月(1月を28日として計算する。以下同じ。)までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)の範囲内で必要な期間)

- (8) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合（正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲でおのおの必要とされる時間）
- (9) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が妊娠に起因する障害により勤務することが困難であると認められる場合（14日を超えない範囲で必要な日数）
- (10) 職務の遂行上必要な資格試験若しくは検定試験を受ける場合
- (11) 職員の職務若しくは身分に関連する儀礼又は儀式に参加する場合
- (12) 組合の事務又は事業の運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めた場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。